

意見書

平成 23 年 8 月 1 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課殿

〒

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

(通信設備の設置・保有・利用に関する) NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、
不公正・不公平となってしまう本質的な理由が 2 つある。

1 つ目は、NTT 持ち株会社が、株式会社とは言え 36%もの政府出資を得ていることである。

2 つ目は、そもそも NTT 東西社を含む NTT グループが、持ち株会社制度を採用してしまっていることである。

そこで、意見公募要領、(別紙)、検証項目、3. その他 へ向け、
NTT 持ち株会社株式の政府保有分全数売却と、NTT グループ清算事業団の新規設置を含め、
下記 9 点を提案する。

提案 1: 財務大臣は、NTT 持ち株会社株式の政府保有分全数を売却する。

提案 2: NTT コミュニケーションズ社から、OCN(ISP 事業)を分離する。

さらに、NTT ぷらら社(ISP 事業、光 TV 事業)(※1)と

NTT レゾナント社(ポータルサイト事業、Google とのインターネット検索事業)(※2)を、

NTT コミュニケーションズ社のグループ会社から分離する。

(※1) NTT ぷらら社の株主構成 (出資順位/出資者/出資比率) は次の通りである。

1 位 / NTT コミュニケーションズ社 / 不明、

2 位 / ソニー(株) / 不明、

3 位 / (株)ソニーファイナンスインターナショナル / 不明。

(※2) NTT ぷらら社の株主構成 (出資順位/出資者/出資比率) は次の通りである。

1 位 / NTT コミュニケーションズ社 / 66.6%、

2 位 / NTT ドコモ社 / 33.4%。

提案 3: NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社 (長距離・国際電話事業のみ) を
統合した会社を、設備利用会社として新規設置する。

提案 4: ユニバーサルサービス負担を前提に、提案 3 の新設会社に政府も部分出資する。

提案 5: NTT グループ保有のボトルネック設備を、提案 3 とは別の設備保有会社へ移行し、完全別資本会社として新規設置する。

ただし、

管路(光ファイバー網を埋設する地中管)、洞道(とうどう)(地下トンネル)、電柱や局舎土地等といった技術革新性の乏しい設備、物理的に新規数量を確保できない設備については、政府出資設備保有会社の資産とする。

一方、

光ファイバー、ルーター、光クロスコネクタスイッチ等、半導体技術に連動して革新性が激しい設備、あるいは、定率償却に適した設備については、民間共同出資設備保有会社の資産とする。

提案 6: 持ち株会社と東証 1 部上場子会社 3 社(※3) との、親子上場を中止する。

(※3) 情報処理システム事業者 NTT データ社、携帯電話接続事業者 NTT ドコモ社と、建築通信設備事業者 NTT 都市開発社。

提案 7: 現状では、持ち株会社を経由して総合研究所群へ政府が出資している。そこで、総合研究所群を、提案 3、提案 5 とは別の完全民間資本会社として新規設置する。競争接続事業者(通信キャリア他社)が、この会社へ出資可能とする。

提案 8: NTT グループ清算事業団を設置する。

1986 年に持ち株会社が東証 1 部に上場した後、2011 年現在で、24 年以上が経過した。NTT グループ各社に勤め始めた 1986 年当時の年齢が、もしも 19 歳であれば現在 43 歳、もしも 23 歳であれば現在 47 歳となる。つまり、公務員として勤務を開始した者がいまだ数多く在籍しており、旧国鉄の民営化と同様に、清算事業団の設置が有効と考える。

提案 9: 現行持ち株会社を解散する。

民間出資者が保有していた持ち株会社株式に対して、設備利用会社(提案 3)株式、民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTT ドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、代替として割り当てる。財務大臣が保有していた持ち株会社株式に対して、設備利用会社(提案 3)株式、民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、政府出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTT ドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、代替として割り当てる。

そして、これら株式のうち、
設備利用会社(提案 3)株式と政府出資設備保有会社(提案 5)株式を、
政府が継続保有する。
民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、
NTT データ社株式、NTT ドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、
NTT グループ清算事業団が期間限定で保有し、その後売却することを義務とする。
(ただし今回は、ブロードバンド通信の早期普及を優先して、
NTT データ社株式については、政府が継続保有することも可能とする。
社会保険庁が NTT データ社から借用する
基礎年金番号管理システムや社会保険(記録管理)オンラインシステムの取扱い等、
秘匿事項に関する議論が必要と思われる。
政府が NTT データ社株式を即時売却できないことも、考慮せざるを得ない。)

以上